

第七十七回国会 議院 運輸委員會會議録 第十八号

昭和五十一年五月十一日(火曜日)

午後一時二分開議

出席委員

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 委員長 田澤 吉郎君 | 理事 小淵 恵三君 | 理事 西岡 武夫君 |
| 理事 加藤 六月君 | 理事 大村 襄治君 | 理事 藤田 高敏君 |
| 理事 山口 鶴男君 | 理事 藤田 高敏君 | 理事 大久保直彦君 |
| 理事 東中 光雄君 | 理事 瓦 力君 | 理事 中村 弘海君 |
| 加藤 敏一君 | 野田 毅君 | 野田 博君 |
| 志賀 節君 | 野田 毅君 | 小沢 貞孝君 |
| 榎橋 進君 | 野田 毅君 | |
| 野呂 恭一君 | | |
| 長谷川正三君 | | |

委員外の出席者

| |
|-------------|
| 議長 前尾繁三郎君 |
| 副議長 秋田 大助君 |
| 事務総長 藤野 重信君 |

本日の会議に付した案件

庶務小委員長の報告
国会議員互助年金法の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案起草の件

図書館運営小委員長の報告
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件

第一類第十五号 議院運営委員會議録第十八号

本日の本会議の議事等に関する件

○田澤委員長 これより会議を開きます。

まず、地方行政委員会の審査を終了した地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方財政法等の一部を改正する法律案、法務委員会の審査を終了した刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、それぞれ委員長から緊急上程の申し出があります。

右各案は、本日の本会議において緊急上程することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○田澤委員長 次に、趣旨説明を聴取する議案の件についてであります。本日の本会議における国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の趣旨説明は、木村運輸大臣が行います。

右の趣旨説明に対し、日本社会党の齊藤正男君、日本共産党・革新共同の梅田勝君、公明党の松本忠助君、民社党の河村勝君から、それぞれ質疑の通告があります。

質疑時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

趣旨説明 運輸大臣 木村 睦男君
質疑通告

| | |
|----------|-----------|
| 総、大、運、経企 | 齊藤 正男君(社) |
| 総、大、厚 | 梅田 勝君(共) |
| 総、大、運 | 松本 忠助君(公) |
| 総、運、大 | 河村 勝君(民) |

○田澤委員長 この際、庶務小委員長から、報告のため発言を求められております。これを許します。小淵恵三君。

○小淵委員 本日の庶務小委員会において協議決定いたしました案件について、順次御報告いたします。

まず、国会議員互助年金法の改正であります。これは、昭和四十八年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金について、本年六月から、基礎歳費月額を五十万円に引き上げた年額に改定するとともに、納付金率を百分の九に引き上げ、あわせて、遺族扶助年金について準用する恩給法の改正に伴い、所要の規定を整備し、経過措置を定めようとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正であります。これは、本年四月から文書通信交通費の月額を五十五万円に、弔慰金の額を歳費月額十六カ月分に、特別弔慰金の額を歳費月額四カ月分に改めようとするものであります。

なお、改正後の文書通信交通費五十五万円については、歳費支給日に二十五万円を支払い、残額は月末に支払うこととしております。

次に、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の改正であります。御承知のとおり、先般の政治資金規正法の改正によりまして、本年一月一日から「政党、協会その他の団体」はいずれも「政治団体」と改められ、この政治

団体の中でさらに一定の要件を具備しているもののみを「政党」とすることになりましたので、この際、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律第一条に規定されている「政党」という字句を「政治団体」に改め、現行と同様の運用ができるようにいたそうとするものであります。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の改正であります。これは、証人等が議院に出頭した日の日当額について、本年四月から陳述に要した時間が四時間未満の場合は九千五百円に、四時間以上の場合は一萬一千四百円に引き上げようとするものであります。

次に、衆議院事務局職員定員規程の改正であります。これは、職員定員千六百九十四人を千六百九十七人に改めようとするもので、本院の職員定数二十人増に伴う要員として三人を増員するものであります。

以上、御報告申し上げます。

○田澤委員長 それでは、ただいま庶務小委員長から報告のありました小委員会の各案につきまして、順次採決いたします。

まず、国会議員互助年金法の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田澤委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○田澤委員長 挙手多数。よってさよう決定いたしました。

しました。

次に、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規程案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○田澤委員長 この際、図書館運営小委員長から、報告のため発言を求められております。これを許します。西岡武夫君。

○西岡委員 本日の図書館運営小委員会において協議決定いたしました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正の件について御報告申し上げます。

国土庁に国立国会図書館の支部図書館を設置することににつきましては、このたび、予算措置その他必要な準備が整いましたので、これを設置するため、お手元に配付の印刷物のとおり、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正についてであります。業務の充実を図るため、定員二人を増加し、現行規定の「八百四十三人」を「八百四十五人」に改めようとするものであり、これを承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○田澤委員長 それでは、ただいま図書館運営小委員長から報告のありました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の改正案を承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○田澤委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました四法律案及び衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○田澤委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○藤野事務総長 まず、日程第一につきまして、中川運輸委員長の御報告がございます。全会一致でございますが、共産党が棄権でございます。

次に、日程第二につきまして、熊谷社会労働委員長の御報告がございます。全会一致でございます。

次に、緊急上程に入りまして、まず地方行政委員会の地方交付税法等の一部を改正する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律案の二案を一括いたしました。小山地方行政委員長の御報告がございします。採決は別個にいたします。まず地方交付税法の方は、社会党、共産党、公明党、民社党が反対でございます。次に地方財政法の方は全会一致でございます。

次に、法務委員会の刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、大竹法務委員長の御報告がございします。全会一致でございます。

次に、ただいま御決定の議院運営委員会の案件五件につきまして、小淵理事の趣旨弁明がございします。その採決は三回に分かれます。まず第一、互助年金法につきましては、共産党が反対でございます。次の議員歳費の件につきましては、共産党、公明党が反対でございます。次に残りの三案を一括いたしまして採決いたします。全会一致でございます。

次に、趣旨説明に入りまして、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきまして、木村運輸大臣の趣旨説明がございします。約六分と承っております。質疑は齊藤正男さん、梅田勝さん、松本忠助さん、河村勝さんの順序で行われます。質疑時間は十五分以内でございます。

以上でございます。

○田澤委員長 それでは、本日の本会議は、午後一時二十分予鈴、午後一時三十分から開会いたします。

○田澤委員長 次に、次回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、来る十三日木曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
国会議員互助年金法の一部を改正する法律
国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第一項中「百分の八・四」を「百分の九」に改める。
第二十七条中「第七十七条」の下に、「第七十八条ノ二」を加える。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和五十一年六月一日から施行する。ただし、第二十七条の改正規定及び附則第四項の規定は、同年七月一日から施行する。
(昭和四十八年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例)
2 昭和四十八年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十一年六月分以降、その年額を、六百万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。
(職権改定)
3 前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給法第三章の規定の改正に伴う経過措置)
4 国会議員互助年金法第二十条において恩給法(大正十二年法律第四十八号)第三章の規定を準用する場合における恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)による恩給法第三章の規定の改正に伴う経過措置については、恩給法等の一部を改正する法律附則第十一条の規定の例による。

理由
互助年金に係る納付金の額を改定するとも
に、昭和四十八年三月三十一日以前に退職した国
會議員等に給する互助年金の年額を改定する等の
必要がある。これが、この法律案を提出する理由
である。

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法
律の一部を改正する法律案

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する
法律の一部を改正する法律

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように
改正する。

第九條第一項中「三十五万円」を「五十五万円」に
改める。

第十二條中「歳費一年分」を「歳費月額十六月分」
に改める。

第十二條の二中「三月分」を「四月分」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十
一年四月一日から適用する。

2 改正前の國會議員の歳費、旅費及び手当等に
関する法律の規定に基づいて昭和五十一年四月
一日からこの法律の施行の日の前日までの間に
各議院の議長、副議長及び議員に支払われた文
書通信交通費は、改正後の國會議員の歳費、旅
費及び手当等に関する法律の規定による文書通
信交通費の内払とみなす。

3 昭和五十一年五月分の文書通信交通費につい
ては、國會議員の歳費、旅費及び手当等に関す
る法律第十三條の規定にかかわらず、この法律
の施行の日から起算して五日以内に、円
から前項に規定する同年五月分として支払われ
た文書通信交通費の額を差し引いた額を支給
し、残余の金額の支給は、同法同條の規定に基
づき各議院の議長が協議して定めた文書通信交
通費の支給に関する規程の例による。

理由
國會議員が受ける文書通信交通費の月額並びに
國會議員が死亡した場合に支給する弔慰金及び特
別弔慰金の額を増額する必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

國會における各会派に対する立法事務費の交
付に関する法律の一部を改正する法律案

國會における各会派に対する立法事務費の
交付に関する法律の一部を改正する法律

國會における各会派に対する立法事務費の交付
に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一
部を次のように改正する。

第一條第一項中「政党」を「政治団体」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

政治資金規正法の改正に伴い、所要の規定の整
備をする必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規
程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給
規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程
(昭和二十二年九月一日兩院議長協議決定)の一部
を次のように改正する。

別表第二中「九、〇〇〇円」を「九、五〇〇円」
に、「一〇、八〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め
る。

附則

この規程は、昭和五十一年 月 日から施
行し、同年四月一日から適用する。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する
規程案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正す
る規程

衆議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月
二十八日議決)の一部を次のように改正する。

第一條中「千六百九十四人」を「千六百九十七人」
に改める。

附則

この規程は、昭和五十一年 月 日から施
行する。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に
置かれる支部図書館及びその職員に関する法
律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門
に置かれる支部図書館及びその職員に関す
る法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置
かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭
和二十四年法律第一号)の一部を次のように改
正する。

第一條の表中国立国会図書館支部環境庁図書館
の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部国土庁図書
館 国土庁

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国土庁に国立国会図書館支部図書館を設置する
必要がある。これが、この法律案を提出する理由
である。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正す
る規程案

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正
する規程

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国
立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改

正する。
本則中「八百四十三人」を「八百四十五人」に改
める。

附則

この規程は、昭和五十一年 月 日から施
行する。

理由

国立国会図書館の業務の充実を図るため、定員
二人を増加する必要がある。これが、この規程案
を提出する理由である。

昭和五十一年五月十四日印刷

昭和五十一年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局